

総社市入札結果等の公表に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、入札手続き等の一層の透明性を確保するため、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等並びに物品の買入れ、印刷及び修繕（以下「物品調達等」という。）に係る競争入札及び随意契約による結果（以下「入札結果等」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 公表の対象は、契約検査課及び上水道課が発注するものとし、次に掲げる契約の種類の入札結果等とする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る契約
- (2) 測量・建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）に係る契約
- (3) 物品調達等に係る契約（競争入札によるものに限る。）
（建設工事に係る入札結果等の公表）

第3条 建設工事については、次項から第6項までにより、落札者の決定後遅滞なく公表するものとする。

2 一般競争入札に付した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名、場所、種別及び工事概要
- (2) 開札日時、開札場所及び工事担当課
- (3) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）
- (5) 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）

3 指名競争入札に付した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名、場所、種別及び工事概要
- (2) 開札日時、開札場所及び工事担当課
- (3) 設計金額
- (4) 指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額

4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、競争入札を実施する場合は、第2項又は前項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 低入札価格調査基準価格
- (2) 調査結果の概要
- (3) 最低価格入札者以外の者を落札者とした場合はその理由

5 政令第167条の10第2項（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、競争入札を実施する場合は、第2項又は第3項に掲げる事項に加え、最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を公表するものとする。

6 政令第167条の10の2（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、競争入札を実施する場合は、第2項又は第3項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 各入札参加者の技術評価点
- (2) 各入札参加者の評価値

7 第2項及び第3項に規定する入札が不調となった場合は、当該入札後遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名、場所、種別及び工事概要
- (2) 開札日時、開札場所及び工事担当課
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額

8 随意契約の場合は、当該契約について1箇月ごとに取りまとめ、当該契約の締結日の翌月末までに、

次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名, 場所, 種別及び工事概要
- (2) 見積業者の商号又は名称及び選定理由
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。次条第6項第3号において同じ。)

(測量・建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表)

第4条 建設コンサルタント業務等については、次項から第4項までにより、落札者の決定後遅滞なく公表するものとする。

2 一般競争入札に付した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名, 場所, 種別及び業務概要
- (2) 開札日時, 開札場所及び業務担当課
- (3) 設計金額
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額

3 指名競争入札に付した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名, 場所, 種別及び業務概要
- (2) 開札日時, 開札場所及び業務担当課
- (3) 設計金額
- (4) 指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額

4 政令第167条の10第2項(政令第167条の13により準用される場合を含む。)の規定により、競争入札を実施する場合は、第2項又は第3項に掲げる事項に加え、最低制限価格を公表するものとする。

5 第2項及び第3項に規定する入札が不調となった場合は、当該入札後遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名, 業務概要
- (2) 開札日時, 開札場所及び業務担当課
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額

6 随意契約の場合は、当該契約について1箇月ごとに取りまとめ、当該契約の締結日の翌月末までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名, 業務概要
 - (2) 見積業者の商号又は名称及び選定理由
 - (3) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
- (物品調達等に係る入札結果等の公表)

第5条 物品調達等については、次項により、落札者の決定後遅滞なく公表するものとする。

2 競争入札に付した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物件名, 数量, 入札日時及び入札場所
- (2) 指名した者の商号又は名称
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

3 前項に規定する入札が不調となった場合は、当該入札後遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物件名, 数量, 入札日時及び入札場所
- (2) 指名した者の商号又は名称
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額

(公表の方法)

第6条 入札結果等の公表は、市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(公表の対象年度)

第7条 公表の対象は、現年度分及び過去3年度分の入札結果等とする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年 8月 1日から実施する。

- 2 この要領の実施の日の前日までの建設工事，測量・建設コンサルタント業務等及び物品調達等に係る入札結果等については，この要領の規定にかかわらず，その全部又は一部を公表しないことができるものとする。